

環境こだわり農産物認証マークの変更について

平成28年4月1日から、環境こだわり農産物認証マークを以下のとおり変更しましたので、お知らせいたします。

県では、引き続き、「環境こだわり農産物」の生産振興と消費拡大に向けたPRに積極的に取り組んでまいります。

(1) 認証マークの変更



(変更前)



(変更後)

(2) 変更のポイント

消費者に環境こだわり農産物の特長をご理解いただけるように、「農薬・化学肥料 通常の5割以下」と「びわ湖にやさしい」を強調したデザインとしました。

なお、米のパッケージに印刷して継続的に販売されているなど、直ちに変更ができない場合があるため、当分の間、変更前のデザインも使用できることとします。

(3) その他

- ①環境こだわり農産物とは、農薬・化学肥料の使用量を通常の栽培の半分以下に減らすとともに、農業濁水の流出防止など、琵琶湖をはじめとする周辺環境に配慮して栽培されたことを滋賀県が認証した農産物をいいます。
- ②マークのSの部分は、平成13年に公募で決定し、県が商標登録しています。滋賀県のイニシャル「S」の中に笑顔を配し、農産物・太陽・元気いっぱいの人々をイメージしたものです。なお、今般のマークデザインは、滋賀県環境こだわり農業審議会のご意見を聴き、県が決定したものであり、平成13年度の認証制度創設以来、初めての変更です。
- ③環境こだわり農産物認証マークは、年間約240万枚がパッケージ等に表示されて流通しています。
- ④環境こだわり農産物を原材料とする加工食品に表示するマークについては、変更ありません。